

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年3月17日
【会社名】	日本クラウド証券株式会社
【英訳名】	Crowd Securities Japan, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大前 和徳
【本店の所在の場所】	東京都港区六本木七丁目4番4号
【電話番号】	03(6447)0011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼業務管理ディビジョンディレクター 三浦 健一
【最寄りの連絡場所】	東京都港区六本木七丁目4番4号
【電話番号】	03(6447)0011（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役兼業務管理ディビジョンディレクター 三浦 健一
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 18,202,755円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 200,230,305円 (注)新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、本有価証券届出書提出時の見込額であります。申込みがなされない場合、払込期日までに新株予約権の発行価格の払込みがなされない場合、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券（第6回新株予約権証券）】

## (1)【募集の条件】

発行数	3,640,551個（新株予約権1個につき1株）
発行価額の総額	18,202,755円
発行価格	新株予約権1個につき5円（新株予約権の目的である株式1株当たり5円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	自 平成26年4月24日（木） 至 平成26年4月28日（月）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	日本クラウド証券株式会社 本店 東京都港区六本木七丁目4番4号
払込期日	平成26年5月2日（金）
割当日	平成26年5月2日（金）
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 日本橋東支店

（注）1．第6回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成26年3月14日（金）開催の当社取締役会決議によるものであります。

## 2．募集の方法

株主割当の方法によります。3．に定める基準日現在の当社の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割り当てます。ただし、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割当てません。

## 3．基準日

平成26年4月1日

## 4．本新株予約権の株主割当の効力発生日（以下、「本効力発生日」という。）

平成26年5月2日

## 6．本新株予約権の発行数について

本新株予約権の発行数については、当社の平成26年3月17日現在の発行済株式数の総数を基にしておりますが、基準日は平成26年4月1日のため、発行数は変動する可能性があり、基準日の最終の当社株主名簿に記載又は記録された当社各株主の保有する株式の総数（ただし、自己株式を除く。）と同一の数とします。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	日本クラウド証券株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社の単元株式数は100株であります。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式3,640,551株とする（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下、「割当株式数」という。）は1株とする。）。但し、本欄第2項及び第3項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額（同欄第2項に定義する。）の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、かかる調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。但し、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する（以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。）場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、50円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- 本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)
- 調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる交付につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
- 普通株式について株式の分割をする場合  
調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。
- 本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合  
調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部にかかる取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- 本項第(2)号 から までの各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには本項(2)号 から にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。
- この場合において当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに、本新株予約権を行使した本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。
- $$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額に} \\ \text{より当該期間内に} \\ \text{交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$
- この場合に1株未満の端数を生じるときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- (3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式の中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

	<p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、当社普通株式がいずれかの金融商品取引所に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とし、上場後においては、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。</p> <p>行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>200,230,305円</p> <p>(注) 申込みがなされない場合、払込期日までに新株予約権の発行価格の払込みがなされない場合、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成26年5月2日から平成28年5月1日（但し、平成28年5月1日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、別記「組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項」欄に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合は、それらの効力発生日から以内の日先立つ30日以内の当社が指定する期間は、本新株予約権を行使することはできない。この場合は、行使を停止する期間その他必要な事項を、当該期間の開始日の1ヶ月前までに通知する。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 日本クラウド証券株式会社 本店 東京都港区六本木七丁目4番4号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 日本橋東支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>1. 本新株予約権は、1個を分割して一部行使することはできない。</p> <p>2. 本新株予約権者が複数の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者は本新株予約権を1個単位で行使することができる。</p> <p>3. 米国に居住する本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。</p>
新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p>
代用払込みに関する事項	<p>該当事項はありません。</p>
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、別記「新株予約権の目的となる株式の数」2. に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、別記「新株予約権の行使時の払込金額」3.(1) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3) に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から別記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p>

	<p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」2. に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 別記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 別記「新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に必要な事項を記載して、これに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額（以下、「出資金総額」という。）を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、上記1「本新株予約権の行使請求の方法」(1)の行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金されたときに発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
200,230,305	2,626,400	197,603,905

- (注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（18,202,755円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（182,027,550円）を合算した金額であります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用のうち、主なものは、フィナンシャルアドバイザーへの業務委託報酬、本新株予約権の発行に伴う書類作成費用、弁護士費用、目論見書発送に係る費用、新株予約権の原簿管理費用、登記費用等であります。
4. 申込みがなされない場合、払込期日までに新株予約権の発行価格の払込みがなされない場合、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少します。

## (2)【手取金の使途】

当社は、創業以来の恒常的な赤字体質からの脱却を目指し、会社規模の縮小とシステム化を推進することで徹底した経費の削減に取り組むとともに、平成25年12月には新たに、不特定多数の投資家からインターネットを通じて小口の資金を募り、資金需要者に貸し付けるという貸付型クラウドファンディング事業「クラウドバンク」を立ち上げ、既存事業であるグリーンシート登録企業の資金調達支援事業についても、平成26年1月には「クラウドエクイティ」の大黒柱として位置付け、グリーンシート登録企業の獲得を図り平成26年2月には3年ぶりに新規企業のグリーンシート登録を果たすことができています。

このような状況の中で、当期（平成27年3月期）においては、クラウドバンクとクラウドエクイティの二本柱について徹底した知名度の向上及び新たな顧客の創出、ならびにこれらに係る抜本的なシステム改善及び強化が、会社の維持・発展のためには不可欠であるとともに、企業体質の改善に対応し人員及び設備の増強も要請されると判断し、そのためには、これまでのような小出しの投資ではなく、企業体質を根源的に改革できるような、より大規模な資金調達が必要と判断いたしました。上記「(1)新規発行による手取金の額」記載の差引手取概算額について、下記の資金使途に充当する予定であります。しかしながら、最終的な調達金額につきましては、株主の皆様による本新株予約権の行使状況により変動いたします。最終的な調達金額及び資金使途につきましては後日改めて開示いたします。

具体的な使途	想定金額（百万円）	支出予定時期
広告宣伝費等	130百万円	平成26年5月～平成27年3月
( ) WEB広告等	(52百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) PR費用	(40百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) イベント開催	(10百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) 雑誌広告	(10百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) イラスト作成	(10百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) 動画制作	(3百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) 販促物	(2百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) その他	(3百万円)	平成26年5月～平成27年3月
システム開発費	35百万円	平成26年5月～平成27年3月
( ) 基本インフラ運営	(12百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) フロントエンド開発	(12百万円)	平成26年6月～平成26年10月
( ) セキュリティ強化	(3百万円)	平成26年5月～平成27年3月
( ) その他	(8百万円)	平成26年5月～平成27年3月
人件費その他の運転資金	32百万円	平成26年5月～平成27年3月



#### 広告宣伝費等について

当社は、平成25年12月に新規事業である貸付型クラウドファンディング事業「クラウドバンク」を立ち上げ、平成26年1月には既存のグリーンシート銘柄取扱事業を中心に据えた「クラウドエクイティ」をスタートさせており、順調に顧客の獲得を果たしておりますが、上記のような恒常的な赤字体質に終止符を打ち、収益性を好転させるためには、クラウドバンクとクラウドエクイティの2つの事業について、徹底した知名度の向上による新たな顧客の創出が必要であると考えられます。

そのため、WEB広告等やPR費用を中心とした広告宣伝費等について、上記のような資金の調達が必要と判断いたしました。

#### システム開発費について

現状では顧客向けインターフェース画面を出力するシステムであるフロントエンドと従前から社内に構築されていたレガシーシステムとの関係が複雑化し業務の円滑化を阻んでいるとともに、現存の社内のシステムと社外のシステムとの連携がスムーズに行い得ないものとなっております。さらに、社会的な要請としてもセキュリティの更なる向上が求められている一方で、社内では業務効率の改善によるコスト削減が要請されています。そのため、基本インフラの整備とフロントエンドの開発を中心としたシステム開発について、上記のような資金の調達が必要と判断いたしました。

#### 人件費その他の運転資金について

企業体質の改善による顧客数の増加と取引頻度の向上に伴って人員の補強及び人材の育成も求められ、また、これに対応した備等の増強を図る要請も生じてまいります。そのため、当期においては、人件費その他の運転資金を調達すべきであると判断いたしました。

なお、来期（平成28年3月期）以降は自己資金をもって人件費その他の運転資金への充当が可能と考えておりますが、さらなる資金調達が必要との認識に至った場合には、増資や借入れなどの方法を柔軟に検討していくことを予定しております。

- (注) 1. 調達した資金については、基本的に「 広告宣伝費等」、「 システム開発費」の順に優先的に充当することを想定しております。  
そのため、行使比率が100%未満となった場合におきましては、「 人件費その他の運転資金」又は「 システム開発費」及び「 人件費その他の運転資金」へ充当する資金を減少させる可能性があります。
2. 支出予定時期は、事業計画に則り上記のとおり期間を見込んでおりますが、集客状況の動向を見越しつつ、その時期を柔軟に判断して資金を充当してまいります。
3. 上記、調達資金につきましては、支出までの間、当社の銀行預金口座において資金管理する予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

**【募集に関する特別記載事項】**

本新株予約権の発行について

(1) 目的

本資金調達方法は、すべての株主の皆様、その保有する株式数に応じて均等に本新株予約権の割当てを受ける権利を付与するものであり、有償であることから、その投資判断を通じて当社の現状並びに今後の事業展開の方向性について広くご理解いただく機会を提供することを目的としております。また、大規模な資金調達を行うことで資本増強を行い、手元資金の拡充を図り、もって第一部〔証券情報〕第1〔募集要項〕2〔新規発行による手取金の使途〕(2)〔手取金の使途〕記載の使途に調達資金を投入することで事業の活性化を図り、株主価値を向上させることを企図しております。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

以下で述べるとおり、この度の資金調達に際して、間接金融（金融機関からの借入）、公募増資、第三者割当増資等の資金調達手段を検討した結果、新株予約権発行という手法が本件において当社の資金調達にあたって最良の方法であり、当社の株主にとって最適の手段であるとの判断に至ったため、当社は本資金調達方法を選択しました。

新株予約権発行を選択した理由

当社は、有償新株予約権の以下に記すような特徴から、有償新株予約権発行が資金調達方法として最も適した方法であると判断しました。

A．株主様への平等な投資機会の提供

本資金調達方法では、希望するすべての株主の皆様、その保有する株式数に応じて本新株予約権を有償で割り当てられます。当該有償発行の機会を通じて、当社の現状並びに今後の事業展開の方向性を株主の皆様方に広くご理解いただくとともに、かかる特徴により、すべての株主の皆様にとって平等な投資機会を提供することが可能であると考えております。

B．当社の現状及び将来の事業展開等への判断

有償での株主割当の方法により、すべての株主の皆様、当社の現状及び資金使途に係る将来の事業の展開や方向性を広くご理解いただいた上で、本新株予約権の引受けを行うか否か判断していただき、一定の権利行使期間内で行っていただくか否かの投資の機会を提供することができるものと考えております。

C．株主様の株式価値希薄化による影響の極小化

株主の皆様には、保有する株式数に応じて本新株予約権の割当てを受ける権利が割り当てられるため、当該新株予約権を行使することで各株主様の株式価値の希薄化の影響を極小化することが可能であると考えております。

すなわち、新株予約権が順次行使されることにより、希薄化の影響を可及的に抑えながら事業の進捗状況に応じた段階的な資金調達をすることができ、漸進的に予定する事業の強化を図ることを通じて、企業価値を高めるための施策を実施できるものと認識しております。

D．資金調達額の不確実性（新株予約権のデメリット）

本資金調達方法においては、希望する株主の皆様が有償で割当てを受け、発行された新株予約権が行使されることで、当社は資金の調達を実現できるため、本新株予約権の割当ての状況及び割当てを受けた株主様の行動の如何によって調達する資金の額が想定を下回るおそれがあります。この点につきましては、本資料等を通じて、本資金調達方法及び当社の状況を十分にご理解いただくことで対処してまいる所存です。

その他の資金調達方法の検討について

当社は、有償新株予約権発行以外にも以下のような資金調達方法も検討しましたが、それぞれ以下のような理由により採用するに至りませんでした。

**A．間接金融（金融機関からの借入れ）**

当社の現況において、間接金融（銀行借入）による資金調達は、与信枠や借入コストの問題もあり、また自己資本比率の低下を招くとの理由から、事実上調達困難な状況でございます。また、今後の事業展開を視野に入れる場合、現時点においては自己資本を充実させることで財務基盤を強固にすることが必要であると考えております。

そのため、間接金融ではなく、資本市場からの自己資本の拡充による資金調達が有効かつ適切であるものと認識しています。

**B．公募増資**

公募増資については、有力な資金調達手段ではあるものの、大型の公募増資を実施することによる既存株主の持分の希薄化の影響等に鑑み、資金調達方法の候補から除外することとしました。

**C．第三者割当による株式、新株予約権の発行**

第三者割当による株式、新株予約権の発行については、今回の増資の規模を勘案すると、既存株主に対して一度に株式の希薄化が生じることが懸念されるため、今回の当社の資金調達方法としては必ずしも望ましい方法ではないと考え、除外することとしました。そこで、株主割当の方法により、当社の現状及び資金使途に係る将来の事業の展開や方向性を広くご理解いただいた上で、本新株予約権の引受けを行うか否か、一定の権利行使期間内で行使いただくか否かの投資の機会を提供することができるものと考えております。また、新株予約権を選択いたしましたのは、新株予約権が順次行使されることにより、希薄化の影響を可及的に抑えながら事業の進捗状況に応じた段階的な資金調達をすることができ、漸進的に予定する事業の強化を図ることを通じて、企業価値を高めるための施策を実施できると考えたことによります。

**(3) 発行価格及び行使価額の決定方法**

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの価額は、当中間連結会計期間末の純資産合計である156,712千円を発行済株式総数である3,380,651で除した額である46.35円及びグリーンシートにおける過去三か月間の終値の平均値である65.37円を参考に50円に決定いたしました。また、本新株予約権の発行価格は、当社の資金需要の一部を速やかに確保する一方、株主の皆様へ新株予約権の引受けを行う機会を確保するため、一定程度の引受けが見込まれる価格とする必要が有ること等を勘案し総合的に判断いたしました。

**(4) 潜在株式による希薄化情報**

当社の平成26年3月17日現在の発行済株式数の総数は、3,640,651株であり、当社は100株の自己株式を保有しております。本新株予約権がすべて引受けられ、権利行使された場合に発行される株式は、3,640,551株（注）であり、発行済株式総数に対する本新株予約権に係る潜在株式数の比率は99.99%（小数点第3位切り捨て）となります。

本新株予約権は各株主の皆様が保有する株式数に応じて割り当てられるため、割り当てられた本新株予約権のすべてを行使した株主の皆様については、当該株主の皆様の有する持分比率の希薄化は生じないこととなります。一方、本新株予約権を行使しなかった場合、または本新株予約権の一部のみを行使した場合、株主の皆様ご所有の当社普通株式の持分比率について、希薄化が生じる可能性がございますが、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様の権利行使に応じたかたちで当社の事業に投資等を行うことにより、その結果として、当社グループの企業価値の向上、ひいては株主価値の向上に寄与するものと考えております。

（注）本新株予約権の発行数については、当社の平成26年3月17日現在の発行済株式数の総数を基にしておりますが、基準日は平成26年4月1日のため、発行数は変動する可能性があります。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の第16期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項が生じており、内容は以下のとおりであります。以下の見出しに付された項目番号は、全事業年度の有価証券報告書における「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」の項目に対応したものであり、当該変更及び追加箇所については、\_\_\_\_\_ 罫で示しております。

なお、文中に将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下の「事業等のリスク」に記載した事項を除き本書届出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに追加する将来に関する記載もありません。

#### 1. 事業環境に関するリスク

##### (1) 業界の動向について

平成26年3月期のIPOの状況は、グリーンシート銘柄で1社が新規登録を受けておりますが、フェニックス銘柄の新規登録数はゼロであり、グリーンシート銘柄・フェニックス銘柄ともに依然として厳しい状況であります。

また、グリーンシートの動向としては、既存の銘柄の中から指定取消になる銘柄もあります。今後、グリーンシートにおいて不祥事が発生するなど信用が低下するような事態が発生した場合、グリーンシートに指定届出しようとする企業が減少し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

さらに、グリーンシートは、日本証券業協会において、平成25年4月に「新規・成長企業へのリスクマネー供給に関する検討懇談会」を設置し、制度改正の検討が行われ、新たな非上場株式の取引制度への移行が示されました。この中で、既存のグリーンシート銘柄企業については、今後相当の移行期間を以て、上位市場への上場か、新制度への移行を選択していくことになります。このような状況下、当社は新制度移行を見通してサービスの刷新を行い、クラウドエクイティ (<http://equity.crowdbank.jp>) を開設し、新制度への移行以後も非上場企業の株式公開、一定の制限の中での流通の場の提供を行う体制を整えました。しかしながら、グリーンシート制度から新制度への移行期間終了後にグリーンシート登録銘柄企業の上位市場への上場、または指定取消企業が増えることによって、クラウドエクイティを利用する企業が著しく減少した場合には、当社業績に影響を及ぼす可能性があります。

##### (2) 法的規制について

当社は、金融商品取引法に基づき、金融商品取引業の登録を行っており、金融商品取引法及び関係法令により規制を受けております。また、当社は、日本証券業協会に加入しており、日本証券業協会の規則を遵守することが求められております。

今後、金融商品取引法及び関係法令の改正若しくは日本証券業協会の規則改正等によって規制強化等が行われた場合又はかかる法令・規則等に反した行為で行政上の処分を受けた場合には、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄については、日本証券業協会の「グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄に関する規則」に定められているとともに、金融商品取引法では「取扱有価証券」として定義され、インサイダー取引等の不正取引防止に係る規制の対象となっております。

今後、日本証券業協会の規則改正によってグリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄を取り巻く環境が変化し、また、日本証券業協会によるグリーンシート銘柄制度の役割及びあり方について抜本的な見直しが行われることで、グリーンシート銘柄制度自体の運用が大幅に変更されることが予想されており、グリーンシート銘柄に関する法的規制の変更は当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

#### 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年6月27日 関東財務局長に提出
訂正有価証券報告書	事業年度 (第16期)	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	平成25年7月4日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第17期中期)	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	平成25年12月27日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

#### 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

#### 第六部【特別情報】

##### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 6月27日

日本クラウド証券株式会社  
取締役会 御中  
監査法人やまぶき

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋 晃

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 泰 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本クラウド証券株式会社（旧会社名：みどり証券株式会社）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本クラウド証券株式会社（旧会社名：みどり証券株式会社）及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度に至るまで、経常損失は6期連続、当期純損失は7期連続して計上し、また営業活動によるキャッシュ・フローについても5期連続してマイナスの状況になっている。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類は継続企業



を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。  
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成24年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成25年 6月27日

日本クラウド証券株式会社  
取締役会 御中  
監査法人やまぶき

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西岡 朋 晃

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平野 泰 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本クラウド証券株式会社（旧：みどり証券株式会社）の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本クラウド証券株式会社（旧みどり証券株式会社）の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度に至るまで、経常損失は6期連続、当期純損失は7期連続して計上し、また、営業収支における資金状況も悪化している。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成24年3月31日をもって終了した事業年度の財務諸表は、前任監査法人によって監査されている。前任監査人は当該財務諸表に対して平成24年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月27日

日本クラウド証券株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人やまぶき

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西岡 朋 晃
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平野 泰 久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本クラウド証券株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本クラウド証券株式会社及び連結子会社の平成25年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月16日開催の取締役会において第三者割当増資の実施を決議し、平成25年10月31日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月27日

日本クラウド証券株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人やまぶき

指定社員 業務執行社員	公認会計士	西岡朋晃
指定社員 業務執行社員	公認会計士	平野泰久

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている日本クラウド証券株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第17期事業年度の中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、日本クラウド証券株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成25年10月16日開催の取締役会において第三者割当増資の実施を決議し、平成25年10月31日に実行した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
  - 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。